

●香川県告示第48号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課において縦覧に供する。

平成24年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する道路敷及び水路敷（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	大字名	字名	地番
来栖(2)	高松市	塩江町	安原下第 1号	来栖	513番地、523番地、527番地、528番地、529番地、530番地1、536番地1、536番地2、536番地3、537番地、538番地、541番地1、541番地4、542番地2、543番地、544番地1、544番地2、545番地、548番地2、548番地3、1616番地1、1616番地2、1616番地3、1616番地4、1618番地1、1618番地2、1618番地3、1619番地1、1620番地

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課に備え置いて縦覧に供する。）